



鳥取県公報

平成12年 3月17日(金)

第 7 1 6 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の一部の施行期日を定める規則（健康体策課）…………… 1
	大麻取締法施行細則及び建築士法施行細則の一部を改正する規則（総務課）…………… 1
	鳥取県立健康増進センター管理規則を廃止する規則（健康体策課）…………… 2
◇ 告 示	字の区域の変更（市町村振興課）…………… 2
	特定計量器の定期検査の実施（商政課）…………… 3
	土地改良区の設立認可申請の適否の決定（農村整備課）…………… 4
	県営土地改良事業計画の決定（2件）（ 〃 ）…………… 4
	県営土地改良事業計画の変更（ 〃 ）…………… 5
	土地改良事業の認可申請の適否の決定（ 〃 ）…………… 5
	県営土地改良事業の工事の完了（ 〃 ）…………… 5
	土地区画整理法による換地処分（都市計画課）…………… 6
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集（総務課）…………… 6

規 則

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成12年 3月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第4号

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例（平成11年鳥取県条例第12号）第2条の規定の施行期日は、平成12年4月1日とする。

大麻取締法施行細則及び建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 3月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第5号

大麻取締法施行細則及び建築士法施行細則の一部を改正する規則

(大麻取締法施行細則の一部改正)

第1条 大麻取締法施行細則(昭和28年鳥取県規則第66号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第1条」を「第2条」に改め、同条第4号中「第3条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条第5号中「第3条第2項」を「第4条第2項」に改め、同条第6号中「第3条第3項」を「第4条第3項」に改める。

別記様式第1号中「収入印紙貼付欄」を「収入証紙はり付け欄」に、「禁鋼」を「禁錮」に改め、「昭和」を削り、同様式の添付書類2中「禁治産者、準禁治産者の宣告」を「後見開始又は保佐開始の審判」に、「市町村長」を「登記官」に改める。

(建築士法施行細則の一部改正)

第2条 建築士法施行細則(昭和25年鳥取県規則第85号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「禁治産又は準禁治産の宣告」を「後見開始又は保佐開始の審判」に、「その宣告」を「その審判」に、「その旨」を「その旨」に改める。

第1号書式中「禁治産又は準禁治産の宣告」を「後見開始又は保佐開始の審判」に、「禁鋼」を「禁錮」に改める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県立健康増進センター管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成12年3月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第6号

鳥取県立健康増進センター管理規則を廃止する規則

鳥取県立健康増進センター管理規則(昭和51年鳥取県規則第26号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

告 示

鳥取県告示第161号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、日吉津村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定による告示する。

この字の区域の変更は、土地区画整理法(昭和29年法律第109号)第103条第4項後段の規定による日吉津村今吉土地区画整理組合が行う日吉津村今吉田園土地区画整理事業施行地区の宅地の換地処分の公告があった日の翌

日からその効力を生ずる。

平成12年3月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する 字の名称	同左の区域（平成11年4月1日現在の地番による。）
大字日吉津	大字日吉津の全域 大字今吉65の1の一部、66の1から66の12までの一部、168の3から168の5までの一部、169の1の一部、169の2の一部、169の5、169の6、169の9の一部、170の1の一部、170の2、171の1の一部、171の2、171の3の一部、172の7の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字今吉	大字今吉のうち65の1の一部、66の1から66の12までの一部、168の3から168の5までの一部、169の1の一部、169の2の一部、169の5、169の6、169の9の一部、170の1の一部、170の2、171の1の一部、171の2、171の3の一部、172の7の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第162号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成12年3月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

実施区域	実 施 期 間	実 施 場 所
岩美郡	平成12年4月18日から平成13年3月30日まで	当該特定計量器の所在の場所

実施区域	実 施 期 日	実 施 時 間	実 施 場 所
岩美郡 岩美町	平成12年4月18日	午前10時30分から午前11時30分まで	岩美郡岩美町大字岩井614 岩美町老人福祉センター
〃	〃	午後1時から午後2時まで	岩美郡岩美町大字院内435-2 鳥取いなば農業協同組合小田支店
〃	平成12年4月19日	午前10時から午後3時まで	岩美郡岩美町大字浦富675-1 岩美町役場
岩美郡 国府町	平成12年4月20日	午前10時30分から午前11時30分まで	岩美郡国府町大字中河原68-6 国府町林業会館
〃	〃	午後1時から午後3時まで	岩美郡国府町大字中郷913 鳥取いなば農業協同組合国府町支店果実選果場
岩美郡 福部村	平成12年4月21日	〃	岩美郡福部村大字細川668 福部村役場
岩美郡	平成12年4月28日	〃	鳥取市若葉台南七丁目7 鳥取県計量センター
〃	平成12年5月8日 から同月31日まで	午前9時から午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部商政課計量係

鳥取県告示第163号

岩美郡岩美町大字大谷664中島宏和ほか17人の者からの大谷土地改良区の設立認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年3月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

2 縦覧に供する期間

平成12年3月21日から21日間

3 縦覧に供する場所

岩美町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第164号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業大谷地区区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年3月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成12年3月21日から21日間

3 縦覧に供する場所

岩美町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第165号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営畑地帯総合整備事業北条砂丘下北条地区農業用排水、農道整備及び暗きょ排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年3月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成12年3月21日から21日間

3 縦覧に供する場所

北条町役場及び大栄町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第166号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業淀江地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年3月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成12年3月21日から21日間

3 縦覧に供する場所

淀江町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第167号

岩美町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業浦富地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年3月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成12年3月21日から21日間

3 縦覧に供する場所

岩美町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第168号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成12年3月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事完了年月日
県営中山間地域総合整備事業八東御門地区暗きょ排水	平成8年6月20日
県営中山間地域総合整備事業八東御門地区農業用排水	平成10年3月25日
県営中山間地域総合整備事業八東御門地区農道整備	〃

鳥取県告示第169号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定に基づき、日吉津村今吉土地区画整理組合から日吉津村今吉田圃土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第4項後段の規定により告示する。

平成12年3月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第4号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成12年3月17日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

- 1 日時 平成12年3月19日（日）午前10時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県教育委員会事務局組織規程等の一部改正について
 - (2) その他